

## 事前評価調書

I 事業概要																	
事業名	治山事業（治山施設機能強化事業）																
地区名	しんしろしすぎわあざねぎしやげ 新城市出沢字根岸谷下																
事業箇所	しんしろしすぎわあざねぎしやげ 新城市出沢字根岸谷下 地内																
事業のあらまし	1972年および1983年度に一度は治山ダムが整備されたものの、山地斜面の荒廃から治山ダムを越流するような土砂流出が発生し、下流の水路や柵等が閉塞し、市道や砂防河川への土砂流出を繰り返すようになってきた。既設の上下流にはダムを新設する適地は無いことから、嵩上げによる整備をすることで荒廃溪流を保全し、山地災害の発生を予防する。																
事業目標	【達成（主要）目標】 既設谷止工1個を嵩上げし、袖部の根入れが期待できない下流には流路工を設置し、荒廃山地溪流の保全を図る。																
事業費	事業費		内訳														
	31百万円		■工事費 31百万円														
事業期間	採択予定年度	2019年度	着工予定年度	2020年度	完成予定年度	2020年度											
事業内容	谷止工1個、流路工1個																
II 評価																	
①事業の必要性	1) 必要性	市道接続部の柵の浚渫等は地域で実施してきているが、山地荒廃の進行から更なる土砂流出が懸念されることから、治山事業による荒廃溪流の整備が強く望まれている。 また、「費用便益分析マニュアル」に基づき算定したB/Cは14.04で1.0を越えており、効果が期待できる。															
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。														
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>2020</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・谷止工、床固工</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(百万円)</td> <td>31</td> </tr> </table>							2020	工種 区分	調査・設計		工事 ・谷止工、床固工	←→	事業費(百万円)		31
			2020														
工種 区分	調査・設計																
	工事 ・谷止工、床固工	←→															
事業費(百万円)		31															
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理は無く、地元からの強い要望でもあるため、その実効性は期待できる。															
III 対応方針																	
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																	
■対象（事業完了後 年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】  【主な評価内容】 谷止工及び流路工周辺の溪流の状況から事業効果を評価する。																	